



# 和歌山市公報

令和7年（2025年）12月1日

第1812号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

## 目 次

### 【告示】

番号		ページ
357	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 2
358	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 3
359	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 4
360	公示送達（令和7年度隨時第6期並びに第2期、第3期及び第4期介護保険料督促状）	（介護保険課） 5
361	市議会定例会の招集	（財政課） 6
362	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	（保険総務課） 7
363	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）	（保険総務課） 8
364	公示送達（令和6年度及び令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、令和6年度及び令和7年度固定資産税・都市計画税督促状並びに令和7年度軽自動車税（種別割）督促状）	（納税課） 9
365	公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	（介護保険課） 10
366	公示送達（令和7年度第1期から第4期まで国民健康保険料督促状）	（国保年金課） 11
367	公示送達（令和6年度国民健康保険料更正通知書及び令和7年度国民健康保険料更正通知書）	（国保年金課） 12

### 【公 告】

○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 13
○ 土地調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	（地籍調査課） 14
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 15
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 16
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更	（まちなみ景観課） 17
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧	（まちなみ景観課） 18
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 19

### 【選挙管理委員会告示】

56 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局） 20
57 委員の解職請求に必要な選挙人の数	（選挙管理委員会事務局） 21

## 和歌山市告示第357号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年11月18日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月8日及び同月14日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月6日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月4日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2, 500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4, 000円
大型自動二輪車		

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年11月18日掲示済）

## 和歌山市告示第358号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年11月18日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年11月4日、同月5日、同月11日、同月12日、同月13日及び同月14日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び1月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年11月18日掲示済）

和歌山市告示第359号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年11月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年11月19日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年8月2日、同月8日及び同月15日	令和7年8月19日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年8月7日	令和7年8月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年8月5日及び同月15日	令和7年8月19日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年8月1日、同月4日、同月5日、同月6日、同月7日、同月12日、同月13日及び同月15日	令和7年8月19日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

（令和7年11月18日掲示済）

和歌山市告示第360号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	随6期 第2期 第3期 第4期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和7年12月1日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年11月20日掲示済）

**和歌山市告示第361号**

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 期日 令和7年12月1日

2 場所 和歌山市議会議場

(令和7年11月21日掲示済)

**和歌山市告示第362号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和7年11月21日掲示済）

**和歌山市告示第363号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和7年12月8日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年11月21日掲示済）

**和歌山市告示第364号**

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和7年11月28日掲示済）

**和歌山市告示第365号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和7年度第6期の納期は、 令和7年12月8日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年11月28日掲示済）

**和歌山市告示第366号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	期(月)別	種 別	備 考
令和7年度	第1期 第2期 第3期 第4期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和7年12月8日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年11月28日掲示済）

**和歌山市告示第367号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年12月1日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 别	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年12月18日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年12月18日に変更する

（別紙省略）

（令和7年12月1日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市向字堂之辻23番、24番1、字茶ノ木64番	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村亘

（令和7年11月20日掲示済）

公 告

和歌山市布施屋・和佐戸の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年11月25日から同年12月15日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市河南コミュニティセンター（和歌山市布施屋41番地）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市河南コミュニティセンターにおいては令和7年11月25日から同年12月3日までの間（同年11月28日、同月29日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同年12月4日から同月15日までの間（同月6日、同月7日、同月13日及び同月14日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和7年11月25日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字小手穂600番1	(登載省略)

（令和7年11月25日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月27日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和田字天場1233番1	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介

（令和7年11月27日掲示済）

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地区画整理事業の名称

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

和歌山市

3 施行地区

和歌山市黒田の一部

和歌山市納定の一部

和歌山市吉田の一部

和歌山市太田の一部

4 事業施行期間

昭和50年1月17日から令和10年3月31日まで

5 事務所の所在地

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所

6 事業計画決定の年月日

昭和50年1月9日

7 変更の年月日

令和7年11月14日

（令和7年11月28日掲示済）

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の変更事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定より、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所都市建設局都市計画部まちなみ景観課内

2 縦覧時間

和歌山市の休日を定める条例（平成元年12月21日条例第62号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで

（令和7年11月28日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年12月1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字森1238番2、1239番、水路	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

（令和7年12月1日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第56号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年11月25日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

1 日時 令和7年12月1日（月）午前9時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿に登録するについて
- (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
- (3) 選挙人名簿から抹消するについて

（令和7年11月25日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮原秀明

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 952人

2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

99, 192人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

49, 596人

（令和7年12月1日掲示済）